

【 概略図の記載方法等について 】

①「事業種類」には、以下のいずれかを記載すること。

なお、都道府県において複数の事業を実施している場合には、以下の事業種類ごとに、それぞれ概略図を作成すること。（（１）のみ、あるいは（１）（２）の両方を実施することはできるが、（２）のみを実施することはできないので、その点に留意して作成すること。）

（１） 歯科医療提供体制等構築推進等委員会

（２） 歯科保健医療提供体制の推進に資するための事業

②「事業名」は、各都道府県で実施する事業名（例：〇〇事業）を記載すること。

③「事業内容概略図」には、当該事業の具体的内容について、その仕組みも分かるよう、図を用いて分かりやすく記載すること。

④可能であれば、各事業の「事業内容概略図」とは別に、都道府県における歯科保健医療に関する事業全体の中での当該事業の位置づけが分かるような概略図を別途作成されたい。

なお、提出された概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。